

# 令和 2 年度 第 4 回

## 十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 2 年 7 月 1 6 日

場所 十和田市役所本館 4 階大会議室

令和2年度第4回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館4階大会議室
2. 開 会 日 時 令和2年7月16日(木) 午後2時02分
3. 閉 会 日 時 令和2年7月16日(木) 午後2時34分

4. 出席農業委員(17名)

2番	小田正喜君	3番	外山康仁君
4番	小笠原和男君	5番	箕輪展忠君
6番	竹浦寿広君	7番	野崎さち子君
8番	中野渡稔君	9番	北上稔君
10番	國分弘志君	11番	甲田稔君
12番	豊川洋人君	13番	小川正孝君
14番	新屋敷より子君	15番	杉山秀明君
17番	米田一典君	18番	山崎誠一君
19番	力石堅太郎君		

5. 欠席農業委員(1名)

16番 中野均君

6. 欠員農業委員(1名)

1番

7. 会議に付した案件

- 報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第19号 農地の転用事実に関する照会について

報告第20号 農地等の現況について（十和田市）  
報告第21号 農用地利用配分計画の認可について  
議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第21号 十和田市農用地利用集積計画の決定について  
議案第22号 農地転用事業計画変更承認に係る意見について  
議案第23号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第24号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

## 8. 議事録署名委員

3番 外山康仁君                      5番 箕輪展忠君

## 9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	今泉卓也	事務局次長	菅原靖雄
事務局農地係長	小笠原満	事務局振興係長	根岸優一
事務局主査	鳥屋部幸子	事務局主査	中野渡礼央
事務局主査	椋木信人	事務局主査	吉田武範

## 10. 書 記

事務局主査 吉田武範

議 長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は、16番 中野 均 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和2年7月7日に告示招集いたしました、令和2年度第4回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。3番 外山 康仁 委員、5番 箕輪 展忠 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には、吉田 武範 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第17号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）1ページをお願いいたします。報告第17号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが3件で、今後の意向は、18番は売買、14番は賃借予定です。15番は使用貸借予定で、今月の議案20号18ページ27番で審議します。あっせんの希望はありません。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

委 員（外山康仁君）はい、議長。

議長（力石堅太郎君） 3番、外山委員。

委員（外山康仁君）説明のあった中で、18番としゃべったんですが、この資料には18番はないんですが。

議長（力石堅太郎君）はい、事務局長。

事務局長（今泉卓也君）先ほど18番と言いましたけれど、13番の間違いです。

議長（力石堅太郎君）訂正をお願いします。そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第17号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第18号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）3ページをお願いいたします。報告第18号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。4ページから7ページです。今回は13件で、41番が時効取得で、その他は全て相続による所有権の取得です。あっせん等の希望はありません。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などです。農地以外の用途になっているものは、30番の現況の一部は宅地と所在地不明です。所在地不明とは、登記上はありますが、地図に存在せず現地を確認出来なかったものです。33番の現況の一部は宅地です。41番は10年以上に渡り隣接地にある自己所有地と一体的に使用していたことから、所有者の承諾を得て、時効による取得をしたものです。なお、農地以外の用途となっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第18号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第19号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）8ページをお願いいたします。報告第19号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について

て照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。9ページです。今回の照会は6件10筆で、7月7日に、現地調査を実施し、7月10日に法務局へ回答しました。13番は、大深内中学校から西に約500メートル先です。昭和54年建築の倉庫と小屋があり、20年以上宅地の状態であることから、非農地と回答。14番は、誠幸園から南に約450メートル先です。平成11年建築の倉庫があり、駐車場及び通路等として利用されている。5条転用の完了報告がされないまま申請した会社が廃業し、別な所有者となっている。課税台帳及び農地台帳ともに現況は雑種地であり、20年以上雑種地の状態であることから非農地と回答。15番は、ヤマト運輸株式会社から西に約500メートル先です。樹高15メートル以上の杉が植林されており、20年以上山林の状態にあることから非農地と回答。16番は、スーパーカケモ切田通り店から南に約200メートル先です。昭和47年に建築された住宅の庭及び駐車場の一部となっており、20年以上宅地の状態であることから非農地と回答。17番は、東小学校から南に約350メートル先です。5筆が一体となった場所で、昭和55年と平成6年建築の事務所及び倉庫があり、20年以上宅地の状態であることから非農地と回答。18番は、東小学校から南に約400メートル先です。資材置場となっており、相当の期間、農地として利用されていないと推測され、課税台帳の現況は雑種地、農地台帳の登録も無いことから非農地と回答。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第19号を報告済みといたします。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第20号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）10ページをお願いします。報告第20号、農地等の現況について（十和田市）。十和田市長から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。11ページです。今回の照会は3件9筆で、7月7日に、現地調査を実施し、7月10日に、十和田市へ回答しました。2番の①は、あけぼの学園から南へ約300メートル先です。牧草が作付けされており、適切に管理されていることから農地と回答。②から④は、あけぼの学園から南西へ約850メートル先です。3筆とも水稻が作付けされていることから農地と回答。3番の①と②は、十和田職業能力開発校から西へ約500メートル先です。③は、十和田職業能力開発校から北西へ約1000メートル先です。3筆とも農作物の作付けは行われていないが管理されており、十分な農地性があると判断されることから農地と回答。4番の①と②は、グループホームはなはから南西へ約750メートル先です。2筆ともネギが作付

けされていることから農地と回答。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第20号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第21号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）12ページをお願いいたします。報告第21号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。認可日は、令和2年6月22日です。13ページです。賃借権の合計は1件、1筆、3,167平方メートルで、新規です。期間は10年です。14ページです。使用貸借の合計は1件、1筆、4,500平方メートルで、再設定です。期間は1年です。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第21号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月、担当した農用地利用調査班は第2班で、調査員は、竹浦班長、小田委員、杉山委員の3名です。7月7日に現地調査及び市役所別館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時15分

（\_\_\_\_\_ 委員、会長 退席）

（小川 正孝 会長職務代理者 議長席に着席）

（次の議案に際し議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。）

再開 午後2時15分

議長（小川正孝君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（小川正孝君）次に議案第20号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）15ページをお願いいたします。議案第20号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、16ページから18ページになります。以上です。

議長（小川正孝君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。6番 竹浦 寿広 委員、お願いします。

報告委員（竹浦寿広君）それでは、第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は合計16件、このうち所有権移転11件、賃借権設定4件、使用貸借による権利の設定1件です。まず、所有権移転ですが、16ページの申請番号24番から29番までは、すべて相手方要望による売買です。17ページの申請番号30番から34番までは、贈与するものです。次に、賃借権及び使用貸借による権利の設定ですが、18ページの申請番号23番、24番は、相手方要望により賃貸借、申請番号25番、26番は、労力不足により賃貸借、申請番号27番は、労力不足により使用貸借による権利の設定を行います。なお、18ページの申請番号23番、24番は法人の新規就農として、りんご、スイートコーン、ナス、ピーマン、かぼちゃを作付けする計画となっており、営農計画書をもとに聴取調査の結果、問題はありませんでした。また、16ページの申請番号25番、26番、18ページの申請番号25番、26番の4件については、あっせん申し込みによる成立です。これらの申請の許可要件についてですが、所有権移転の申請番号24番から34番まで、賃貸借及び使用貸借による権利の設定の申請番号23番から27番まで、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められます。報告は以上です。

議長（小川正孝君）竹浦委員、ご苦労様でした。

議長（小川正孝君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小川正孝君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することに異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

議長 (小川正孝君) ご異議なしと認めます。よって議案第20号は許可することに決定いたしました。

議長 (小川正孝君) ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時20分

(小川 正孝 会長職務代理者 委員席に着席)  
( \_\_\_\_\_ 委員、会長 着席)

再開 午後2時20分

議長 (力石堅太郎君) 休憩を解いて会議を再開します。

議長 (力石堅太郎君) 次に議案第21号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 (今泉卓也君) 19ページをお願いいたします。議案第21号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。20ページから21ページです。賃借権の合計は、3件14筆28,514平方メートルです。3件とも新規で、期間は10年です。22ページです。使用貸借の合計は、2件4筆7,088平方メートルです。2件とも新規で、期間は10年です。9番が、協力金の対象です。以上です。

議長 (力石堅太郎君) これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (力石堅太郎君) なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (力石堅太郎君) ご異議なしと認めます。よって議案第21号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第22号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）23ページをお願いいたします。議案第22号、農地転用事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により、許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。24ページです。平成24年に建売分譲16区画で転用を許可されましたが、区画数を16区画から14区画とし、区画面積を変更するものです。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第22号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第23号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）25ページをお願いいたします。議案第23号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は26ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。2番 小田 正喜 委員、お願いします。

報告委員（小田正喜君）それでは、第4条の農地転用に関する報告をいたします。今月の第4条の農地転用申請は、3件です。申請番号4番の転用事由は、杉苗植林です。申請地周辺は、杉林に囲まれ日照が悪く、傾斜地のため農地としての管理が難しいことから、杉を植林して畑を山林にする計画です。場所は、法奥小学校から西へ約4キロメートルです。農地区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地として、第2種農地の、そ

の他の農地に該当します。申請番号5番、6番の申請者は同一で、転用事由も、一時転用により営農型の太陽光発電設備を設置するものです。今回の太陽光発電設備は、傘型のように一本の支柱にパネルが付き、可動式で角度や向きを変える形式となっております。1基あたり56枚のパネルが付き、それぞれ3基設置し、出力はどちらも49.5キロワットです。パネル下部には、申請番号5番は牧草を、申請番号6番は水稻を作付けする計画となっております。場所は、申請番号5番が森田野ふれあいセンターから南へ約100メートル、申請番号6番が森田野ふれあいセンターから北東へ約800メートルです。農地区分は、農用地区域内農地ですが、期間3年以内の一時転用であることから、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、すべての申請地は、農地転用の要件を満たしており、申請は許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（力石堅太郎君）小田委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第23号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第24号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）27ページをお願いします。議案第24号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、28ページから29ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。15番 杉山 秀明 委員、お願いします。

報告委員（杉山秀明君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。今月の第5条の農地転用申請は、7件です。申請番号16番の転用事由は、診療所、普

通住宅及び店舗併用住宅の建築です。譲受人は、親から土地を貸借し、石川ファミリークリニックを開業するものです。場所は、県立三本木高校から北へ約600メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号17番の転用事由は、宅地分譲です。譲受人は、市道新設工事と並行して宅地造成し、3区画分の整備をするものです。場所は、ちとせ小学校から東へ約250メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号18番の転用事由は、宅地分譲です。譲受人は、市道新設工事と並行して宅地造成し、4区画分の整備をするものです。場所は、ちとせ小学校から東へ約250メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号19番の転用事由は、普通住宅の建築です。譲受人が、アパート暮らしの解消を図るため、住宅を建築するものです。場所はスーパーセンタートライアル十和田店から東へ約200メートルです。農地区分は、市道に上下水道の2管が埋設し、申請地から500メートル以内に歯科医院が2箇所あるため、第3種農地に該当します。申請番号20番の転用事由は、普通住宅の建築です。譲受人は、祖父から土地を貸借し、実家がある十和田市へ住宅を建築するものです。場所は、ユニバース十和田西店から南西へ約500メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号21番の転用事由は、資材置場の整備です。譲受人は、現在工場内に資材等を仮置きしていることで手狭となり作業効率も悪いため、資材置場を整備するものです。場所は、後澤商店から南西へ約350メートルです。農地区分は、第1種農地に該当しますが、既存施設の2分の1以内の拡張であることから、不許可の例外となります。申請番号22番の転用事由は、駐車場の整備です。譲受人は、従業員の増による駐車場の確保及び社用車の増加により、駐車場を整備するものです。場所は、後澤商店から南西へ約350メートルです。農地区分は、第1種農地に該当しますが、既存施設の2分の1以内の拡張であることから、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、すべての申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請は許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（力石堅太郎君） 杉山委員、ご苦勞様でした。

議 長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第24号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをおもちまして、令和2年度第4回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時34分 —————